

第4回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成29年7月7日(金)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(18名)	1番 山下 昇委員	2番 長谷川誠一委員	3番 山本 正義委員	4番 山本 寿孝委員
	5番 中村 博委員	6番 徳岡 正裕委員	7番 長 延行委員	
	9番 山下 正則委員	10番 山田 直人委員	11番 倉本 哲男委員	12番 酒井富士夫委員
		14番 今市 満久委員	15番 土井 繁美委員	16番 山下 和子委員
	17番 藤井 亮子委員	18番 木下 善議委員	19番 佐々木素子委員	20番 河井 勝重委員
欠席委員(1名)	13番 音田 嘉則委員			
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第15号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第16号議案 非農地の現況証明について 第17号議案 農用地利用集積計画の決定について 第18号議案 農用地利用配分計画の策定について			
報告事項	第1号 水田の畑地変換届出について 第2号 賃貸借の解約等の通知について 第3号 公共事業の施行に伴う農地転用工事完了届について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局	<p>ただ今より、平成 29 年度 第 4 回農業委員会の定例総会を開催します。農業委員の現員数 19 名に対して、ただいまの出席委員は 18 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。会長おねがいします。</p>
2 議事録署名委員の指名	議長	<p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>そう致しますと 2 番でございますが、議事録署名委員の指名でございます。こちらの方から指名させて頂いてよろしゅうございますか。</p>
3 議事 議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による 許可申請について	委員 議長	<p>全委員 異議なし</p> <p>それではご異議無いようでございますので、こちらの方から指名させていただきます。4 番 山本寿孝委員、5 番 中村博委員兩名の方、よろしくお願い申し上げます。</p>
	事務局 議長 山下職務代理	<p>続きまして 3 番議事に入ります。議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を審議致します。説明をお願いします。</p> <p>議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は 兵庫県伊丹市●● と 三重県津市●●、譲渡人は 光吉●●、売買による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 30 アールです。土地の所在 大字 光吉——、地目は台帳・現況とも 田、利用状況 田、面積 187 m² です。</p> <p>続きまして番号 2 譲受人は水●●、譲渡人は、はわい長瀬●●、売買による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 93 アールです。土地の所在 はわい長瀬——、地目は台帳・現況とも田、利用状況 田、面積 668 m² です。</p> <p>以上、申請につきましては、農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上です。</p> <p>説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございませんか。</p> <p>1 番の譲渡人が住所がそれぞれ県外の方で、兵庫県と三重県の方で苗字も違いますけども、兄</p>

	<p>議長 事務局</p> <p>議長 山下職務代理 議長 河井委員</p> <p>事務局 河井委員 事務局 河井委員 事務局 議長 事務局</p> <p>議長 事務局 議長 山本寿孝委員 事務局</p>	<p>弟の方ですか。 事務局説明を。 説明させていただきます。結論から申し上げますと、兄弟で、相続に際しましてどちらがでは無く、兄弟お二人と一緒に共有名義で相続されたという事で、持分が二分のずつという状況です。</p> <p>よろしいですか。 はい。 その他、河井委員どうぞ。 ちょっと前のことで忘れましたが、権利取得後の面積。羽合は4反でなかったかな。3反だったかな。 3反です。 変わったのですかね。 変わりました。5年くらい前に。 それで丁度出来た訳ですね。 ちょっとだけ、詳しく解説させてください。 どうぞ。 下限面積というのが、元々の法律上の基準が北海道が2ha、それ以外が50a以上というのが法律に基づく面積なんですけれども、それぞれの地域の実情を考慮して各農業委員会で面積を、下限面積と言うんですけども、それを定めることができとなっております。それで一昨年農林センサスがありましたけども、もうひとつ前の世界農林業センサスに基づいて、その時に羽合地域については、前は4反という面積だったんですけども、これを3反に変更を掛けております。その他の地域につきましても、その時に見直しを掛けた状態でございます。</p> <p>えっと、見直しは随時して良いという事だったよな。 そうです。見直しは随時可能です。 関連質問、山本寿孝委員どうぞ。 羽合地域は30a？各地区色々別れてない？ 今の回答は簡単に言ってしまいましたが、大字単位で下限面積を前回しております。それで簡</p>
--	--	--

<p>議案第 16 号 非農地の現況証明について</p>	<p>議長 山本寿孝委員 議長</p> <p>事務局</p>	<p>単に羽合と言ってしまったが、羽合地域の内、はわい長瀬、田後ですとか広い所については 3 反で、赤池ですとか橋津とか面積の少ない所については 2 反という所もございました。東郷地域については、基本は 4 反で一部 3 反の部落もある設定をしたという経過がございます。ただし最低 1 反以上、10a 以上という事の縛りが規則でありますから、泊地域は本当は 1 反未満で出来れば、また流動化もという事もあります、そこは難しい面があるという課題は残っております。以上です。</p> <p>はい、山本寿孝委員よろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>また、この下限面積の地区の、それぞれ違いますので、皆さん必要な時には事務局の方へ聞いていただきたいと思えます。その他に皆さんの方からございますか。ございませぬか。それでは質疑をこれで終結いたします。それでは採決を行います。議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を採決いたします。原案どおり認めることにご異議の無い方、挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員の方が賛成でございますので、議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」につきましては、申請どおり認めることといたします。</p> <p>続きまして議案第 16 号「非農地の現況証明について」審議いたします。それでは説明をお願いします。</p> <p>議案第 16 号「非農地の現況証明について」説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>資料は 3-1 頁から 3-3 頁と別添写真資料</p> <p>番号 1 土地の所在 大字 田後―、地目は台帳 田、現況 原野、面積は 116 ㎡、申請人は岡山県真庭市●●、昭和 60 年頃から農地として使用していない状況です。</p> <p>番号 2 土地の所在 大字 田後―、地目は台帳 畑、現況 雑種地、面積は 127 ㎡、申請人は埼玉県ふじみ野市●● と 千葉県市川市●●の共有名義で、持分は各 2 分の 1 です。昭和 50 年代から耕作しておらず、宅地の一部として利用しているものです。</p>
----------------------------------	--	---

	議長 長委員	<p>番号 3 土地の所在 大字 田後——、地目は台帳 畑、現況 雑種地、面積は 153 m²、申請人は大阪府三島郡島本町●●、昭和 40 年代から耕作しておらず、宅地の一部として利用しているものです。なお現地は、母屋の解体に伴い申請者の所有地全体を一体のものとして整地し直してある状態です。</p> <p>番号 4 土地の所在 大字 泊——、地目は台帳 畑、現況 雑種地、面積は 213 m²、申請人は倉吉市●●、平成 8 年頃から耕作いないという状況です。以上です。</p> <p>はい、説明が終わりました。この非農地の現況証明、この現場には確認として委員が出向いております。確認委員を代表致しまして、長委員報告をお願い致します。</p> <p>それでは非農地の現況証明について 4 件、今事務局長からお話しがありましたけども、今日 1 時半からですね、長谷川会長、山下職務代理、それから倉本委員、山田委員、私と藤井局長、谷岡書記の 7 人でですね、暑かったんですけども見てきました。まず 1 番の、田後の原野 116 m²でございますけども、これは先ほど説明があった様にですね、別添写真の 1 の所です。柿の木が見えますけども、家が左側にありますね。その所からちょっと柿の木の方が盛土がしてありまして、原野というかちょっと荒れているような状況の土地でした。右側の方の土地は沼地みたいな所で、昔は田んぼだったんでしょうけども、それよりはちょっと盛土がしてあるような状況でした。とてもですね、書いてある様に、昭和 60 年頃から農地として利用していない。それからこちらの方に入る進入路がありませんので、申請者も農地として管理が困難であるという事で、非農地として証明してもよろしいのではないかと云う風に考えます。それから 2 番目ですけども、2 枚目の方の 2 の、写真の方の 2 に当たります。見えにくいんですけども、今はご覧のように荒れ果てた状態で、とても農地としての価値、なかなか農地として再利用できないという状況でありますので、非農地として証明できるのではないかと考えます。それから 3 番目の 153 m²の雑種地と云う具合になっておりますけども、写真の方 3 頁目ですね。これは上の方の写真を見ますと、橋の方で 1 台車が駐車してありますけども、以前は旅館が建っていたという跡地でございます。4・5 年くらい前に潰したという事ですけども、その時に整地をして、今は駐車場という具合になっております。これにつきましても昭和 40 年代から耕作しておらず、現在も宅地の一部として利用しているという状況でございますので、非農地という事で証明したいと考えます。それから 4 番目の泊の 213 m²。これは写真の 4 を見ていただきたいと思いますけども、申請者は倉吉市</p>
--	---------------	--

	事務局	戻しを行いましたので、円単位までの金額表示となりました。それから整理番号 15 の賃貸借は、仙津土地改良区の特別な事情による借賃となっております。それから、整理番号 17 と 18 は農地中間管理事業を利用した農地貸借です。以上「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。
	議長	それでは皆さん、各筆明細をよくよくご覧いただきまして、お尋ねがございましたら挙手のうえ発言していただきたいと思います。それではしばらく時間を取ります。
	中村委員	どうですか皆さん、お聞きになる事ございませんか。中村委員どうぞ。
	議長	すみません、16 番ですけども、これは親子ですか？親子で利用権の設定をされるんですか？
	事務局	それじゃあ説明をしてください。
	事務局	これは親子さんでございまして、親子間の貸し借りになるんですが。実は今日の報告事項の方に出てくるんですけども、賃貸借の解約等の届出の中に出てまいります。実は小作で出していた土地が戻ってきてしまいました。お父さんに。ですがお父さんは農業者年金を受給していらっしゃいますので、経営移譲年金を。です、そのまま自分の農地にしてしまうと、経営移譲年金の支給停止要件に該当してしまいます。その関係で後継者である息子さんに、右から左へすぐに貸し出す。そういう形でございます。要するに自分が農地を取得するという事が、農業者年金の受給者は欠格要件になってしまうものですから、持ってはならないと早い話が。
	中村委員	すみません。私良く分かってないんですけども。結構お父さんが農業者年金を貰う為にね、息子が後を、息子がやってる様な人が結構あるんですけども、やっぱり同じ様なことをやってる訳ですか？
	議長	事務局説明を。
	事務局	はい、そうです。農業者年金を。農業者年金にも色々ありまして、経営移譲年金或いは新制度で行くと特定付加年金と言うんですが、自分が経営を退いて後継者へ経営を譲ることによって、多めに年金が貰えるんですけども、そういうやり方で受け取っておられる方の場合には、大概がそうなんですけども。そういった方は、経営自体を後継者へ譲る。ですから、まず申告の名義人は当然に後継者の息子さんになるし、農協の組合員の名前も、それから改良区の契約者、それから農業共済のとか。全ての名義が後継者の方に、代を譲って。もちろん農業に従事してはいけなと云う事ではなくて、経営を譲る訳ですから、言ってみれば社長を退いて従業員として働いて

		<p>いると云う風に理解をいただければと思います。</p>
	議長	<p>えっと、そうすると事務局。これは、別の農地についてはそう云った事はしてあるという事だな。</p>
	事務局	<p>はい、経営移譲の時点で、全ての農地は息子さんの方に貸借契約で経営を譲っているんですけども、たまたま経営移譲の際に、時点で小作契約で外に出ていたものが、この度帰ってきてしまったので、戻って来るとまた厄介なという事ですね。この利用権設定で、10年以上の長期契約で息子さんに貸し出したというものでございます。</p>
	議長	<p>はい、今の発言者中村委員、そして事務局の説明。このやり取りを聞いておられて、皆さん方もああそうかと云う風に頷かれた方もあろうかと思えます。年金絡みの件だという事でございます。はいどうぞ、河井委員</p>
	河井委員	<p>今の年金絡みの件ですけども、地元で亡くなった方があるものですから。そういう場合は同じようにできる訳かな？</p>
	議長	<p>はい事務局説明を。</p>
	河井委員	<p>亡くなった場合は。</p>
	議長	<p>状況の説明を。</p>
	河井委員	<p>これは親子の関係ですね。それが親が亡くなったと、農業者年金に入っていてね。その場合はどのようなかなと思って。</p>
	事務局	<p>要するに亡くなられたお父さんが、例えば経営移譲年金を貰っておられたとします。そうすると息子さんが代を受け継いで経営をしていらっしゃるから要は、お亡くなりになられた訳ですから、農業者年金の死亡の手続きを取っていただくという事になります。後はそれぞれのお考えなんですけど、できるだけ速やかにお父さん名義の農地なり、全ての資産についてですね、できるだけ速やかに相続手続きをしていただければ良いというのが、事務局の希望でございます。</p>
	河井委員	<p>大体ちょっと分かりました。自分所であったものですから、そういう不幸が。それがどう云う風になるかなと思って。はい分かりました。年金が止まるわな。</p>
	議長	<p>ただ今のは個別の案件でございましたけれども、時間がございますので。</p>
	山下職務代理	<p>ちょっといいですか。</p>

<p>議案第 18 号 農用地利用配分計画の策定 について</p>	<p>議長 山下職務代理</p> <p>土井委員 議長 事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>はいどうぞ。</p> <p>あの、15 番。土井さん、理事長がおられるんですけども、●●さんは仙津から離れられるのですか。</p> <p>そうではなくて、後の方で出てきます、何頁ですかね。</p> <p>じゃあ、事務局の方から説明させます。</p> <p>前段の部分だけ、どうしてこの契約が出てきたかというところをまずお話しさせていただきますと、解約の報告事項の第 2 号なんですけれども、番号 2 の所です。実は方面の●●さんがこの土地を借りて作っていらっしやいましたけども、事情によりお返しせねばならなくなってしまいました。という事でございまして、それを受けて、返された方も困りますから、次の作り手という事で新たに●●さんが引き受けますという事で、利用権設定の方に名前が挙がってきたという事でございます。</p> <p>そのことについては、報告事項の方で、追って説明してください。他にございますか、お尋ねは。それでは無い様でございますので、それでは採決を行います。議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」申請どおり認めることにご異議の無い方、挙手をお願い致します。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員の方でございますので、議案第 17 号は原案どおり決定ということと致します。</p> <p>(山田委員着席)</p> <p>それでは会を再開いたします。議案第 18 号「農用地利用配分計画の策定について」をお諮りいたします。説明をお願いします。</p> <p>議案第 18 号「農用地利用配分計画の策定について」説明します。次のとおり、農地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>農用地利用配分計画（案）です。</p> <p>整理番号 1 から 4、権利の設定を受ける者、大字田後——、株式会社●●、権利を設定する農用地はご覧のとおりで、面積の合計は 2,842 m²、契約期間は H29. 7. 14 から H38. 12. 31 までの 10 年、無償の使用貸借です。</p> <p>整理番号 5 から 7、権利の設定を受ける者、琴浦町逢束——、農業組合法人●●、権利を設定</p>
---	--	---

	<p>議長</p> <p>山本寿孝委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>山本寿孝委員 事務局</p>	<p>する農用地はご覧のとおりで、面積の合計は 4,316 m²、契約期間は H29. 7. 14 から H38. 12. 31 までの 10 年、10 アール当たり 10,000 円の賃貸借契約です。以上です。</p> <p>説明が終わりましたので、ただ今から質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。山本寿孝委員どうぞ。</p> <p>この中間管理機構が中に入るんですけどね、実際に事務ってというのは誰がしている訳？農業委員会がしているのか、そこの産業振興課がしているのか？この中間管理機構、本当に必要なものかどうか？どう思われます。</p> <p>それでは説明をお願いします。</p> <p>中間管理事業を担っております鳥取県農業農村担い手育成機構が、言ってみれば主に各市町村から上がってきたものに対して、県知事に対して申請をして処理をするという形になるんですけども、19 市町村県下にございまして、それを全部をやるのは大変という事があるものですから、各市町と委託契約を結んでおります。事務処理をする。湯梨浜町でも同じように湯梨浜町長が担い手機構と契約を致しまして、産業振興課が事務を執り行っております。それで、農業委員会の方も、農地の集積という事を主な任務として担っておるわけですから、産業振興課と協力し合いながら、事務も出来るところは分担し合いながら、農業委員会でするところは貸し借りの関係の手続きについて、主に、協力し合いながらやっておるという状況でございます。少なくとも中間管理事業という事で、長期間安心してしっかりしたところに貸し出しできるというところが、多分にメリットがあると思いますので、訳の分からん輩に土地は貸したくないという方も恐らく多いと思います。そう云った事では大いにメリットはあるんじゃないかなとは思っています。</p> <p>実際の事務に関しては、各市町村がやっている。</p> <p>担い手機構の理事長は西部の方ですから、西部との付き合いは結構強いので。西部は特に大型の、大きな法人がありまして、大々的にかかなりの面積をやっている●●ですとか、大規模な白ネギ生産の団地とかもっておられる業者なり、法人があるものですから、そう云ったところをご本人が直々に出向いて調整を図られたりとかは有るんですけども。やっぱり小さい所はどうしても担い手機構では回りきれないところがあるもので、担い手機構に全てをやれというのは、必ずしも言い切れない面はあると思います。そうしたことで市町と機構が委託契約を結んで、それなりの事務費としては、うちの方はいただいたうえでやっているという事になりますので、金額ベ</p>
--	---	--

	<p>徳岡委員 議長 徳岡委員 事務局 徳岡委員</p> <p>事務局</p> <p>徳岡委員 河井委員 議長 河井委員</p> <p>議長 河井委員</p>	<p>ースで言えば、ある意味損は無い。そういう事になります。</p> <p>関連ですけども。</p> <p>はいどうぞ。</p> <p>株式会社に配分する畑というのは、●●さんが芋畑をしておられた畑という事ですよ。</p> <p>はい。</p> <p>そうすると、中間管理機構がね、芋を作っている人を探すという事は無いですか。●●さんは芋を大々的に作っておられて、自分でも販売しておられて、独自のルートがあってある程度道も開けていると思うんですが。芋を作れば、売り先の方も案外確保できると思うんですけども。ただそういう担い手がいないからネギになっていると思うんですけどもね。でもそういうのを探し出すというのが中間管理機構じゃないんですかね。</p> <p>その内容につきましては、私も●●さんから直に聞いておまして。実際問題、新規就農のあっせんなり何なりというのを担い手育成機構がやっております。新規就農者の募集なり研修なりというのを。そういう事があるものですから、●●さんの方にも担い手機構に声をかけて見られませんかという事でお話させていただいたことがありまして。機構としても情報を仕入れて、マッチングできさえすればという事で回答は有った様なんですけども、如何せんサツマイモで新規就農を考えているという方が無い様なんです。あればそういった販路を引き継いで、うまい具合に就農という事は有るんですけども。芋で就農したいという方が無いと、それができないものですから。そこは色々な受け入れ先を機構は求めている訳ですので、何とか策まえるところは策まっておられると思うんですけども、マッチングが出来てないという事になりますね。</p> <p>もったいないですね。販路が消えちゃうことになりますからね。</p> <p>関連して、良いですか？</p> <p>河井委員どうぞ。</p> <p>山本委員さんの言われた様に、そう云った事務的なことを誰がするかという事ですわ。中間管理機構はしないですわ。今出たから話を出すくらいで、産業振興課がする訳ですなどうも。中間管理機構が役場に来て一々する訳ではないでしょ。</p> <p>まあ、この話はちょっと。</p> <p>はい、分かりました。</p>
--	---	--

	議長	<p>19 市町村全部できる訳じゃない。ただですね、湯梨浜の場合は、湯梨浜の農業で特色のあるのは果樹が多いという事でありまして、この果樹部門に中間管理事業が、なかなか入り込みが難しい。それはそうですわね、果樹園は分散しておりますし、面積はたくさん持ってもそんなに収入に反映すると云う風にはなりませんし。なかなか果樹の方は難しい面はあると云う風なことで。ですけども、今の芋かネギかという風な問題がありましたけども、農地を管理する人が、俺はこれを作りたいんだという事になればですね、そういった方向で農地管理をしていただくというのが原理原則じゃないかと思っております。芋を作っていたからいつまでも芋を作ってくれというの、ちょっと難しい面もあろうかと思えます。</p>
	徳岡委員	<p>何十年もかけてね、販売も開拓しておられるのでね。だから作れば売れると思うんですよ。それが消えちゃうのは惜しいなと思って言っているくらいの話です。</p>
	議長	<p>細かい質問も出てまいりましたが、このように利用配分をしていくんだと云う風なことで。質問？はいどうぞ。</p>
	佐々木委員	<p>同じ様な条件の中で、使用貸借と賃貸借と出てきますよね。それって誰がどの時点で賃貸借にしたり使用貸借にしたりするんですかね？</p>
	議長 事務局	<p>はい事務局説明。 まず●●の方は、湯梨浜町に入ってくる時点で、反当 1 万円というお約束で入って来ておられます。その関係でこの金額。それから別の方は入ってくるのに約束があって、いくらいの賃貸借という事であって、とりあえず金額を決めておられます。町内の業者の方はですね、なかなかそこまで余力が持てるかどうかという事があるものですから、できるだけ使用貸借、無料でお借りできないかという事で。ただで貸しても良いですよという折りが付いた所のみ、させていただいている状況です。中間管理であってもね。という事があります。</p>
	議長 佐々木委員	<p>それでは佐々木委員、今の質問よろしいですか。 例えば農地利用にも色々あるんで、それは借りる人と貸す人の話し合いで決めてあるという事ですか。</p>
	事務局	<p>はい、借人貸人の話し合いの中で、この金額が折りの付いたところから出て来ているという事になりますね。ですから 1 万円出しても借りたいという業者、これくらいまでだったら出しても良いので借りられる所ないですかという業者もあるというお話で。それからただで貸してくれ</p>

<p>4 報告事項 報告事項第 1 号 水田の畑地変換届について</p>	<p>議長 佐々木委員 議長</p> <p>事務局</p>	<p>るところありませんかという業者とで、地主さんと折り合いがついた所という事になります。 良いですか。 はい。 それではその他にございますか。それでは無い様でございますので、採決をさせていただきます。議案第 18 号「農用地利用配分計画の策定について」原案どおり認めて良しと言われる方、挙手をお願い致します。 (全員賛成) それでは全員の方が賛成でございますので、議案第 18 号は原案どおりこれを認めることといたします。 以上で議事は終結いたします。続きまして報告事項に入ります。それでは順次報告してください。 報告事項 第 1 号「水田の畑地変換届について」説明します。次のとおり、水田の畑地変換届が提出されたので、報告するものです。 資料は 6-1 頁 番号 1 届出人 中興寺●●、土地の所在 大字 中興寺——、地目 田、面積 81 m²、同じく中興寺——、地目 田、面積 278 m²届出日は H29. 6. 14 で、20cm の盛土を行い普通畑とするものです。町道の新設工事に伴い水利が無くなることから、道路高まで盛土をして畑にするものです。報告事項第 1 号につきましては以上です。</p>
<p>報告事項第 2 号 賃貸借の解約等の通知について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>それでは続いて第 2 号をお願いします。 報告事項 第 2 号「賃貸借の解約等の通知について」説明します。次のとおり、農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 14 条の 3 の規定により賃貸借の解約等の通知があったので報告するものです。 番号 1 権限の種類 農業経営基盤強化促進法、通知者 貸人 久留●●、借人 はわい長瀬●●、土地の表示 はわい長瀬——、地目 畑、地籍 1,776 m²、合意の成立日 H29. 6. 2、土地の引き渡し日 H29. 6. 2 番号 2 権限の種類 農業経営基盤強化促進法、通知者 貸人 方地●●、借人 方面●●、土地の表示 大字 野方——、地目 畑、地籍 2,400 m²、合意の成立日 H29. 3. 31、土地の引き渡し日</p>

<p>報告事項第 3 号 公共事業の施行に伴う農地 転用工事完了届について</p>	<p>議長 長委員 事務局 長委員 議長 事務局</p>	<p>H29. 3. 31</p> <p>番号 3 権限の種類 農地法、通知者 貸人 別所●●、借人 別所●●、土地の表示 大字 別所——、地目 田、地籍 597 m²、合意の成立日 H29. 7. 1、土地の引き渡し日 H29. 7. 1 でございます。</p> <p>番号 2 と 3 につきまして、利用権設定の方でございましたとおり、貸し借りがなされたものでございます。</p> <p>続きまして報告事項 第 3 号「公共事業の施行に伴う農地転用工事完了届について」説明します。次のとおり、公共事業の施行に伴う農地転用の工事完了届が提出されたので、報告するものです。</p> <p>番号 1 届出人 方地—— (有)●●、土地の所在 大字 久見——、地目 台帳 田、現況 畑、面積 1,296 m²の内 450 m²、工事の所管課は湯梨浜町建設水道課、工事名は「町道松崎田畑橋線道路改良工事 (2 工区)、転用目的は、資材置き場並びに仮設事務所です。H29. 5. 31 に一時転用が完了したものです。以上です。</p> <p>報告事項は以上でございます。いずれの内容につきましても、書類を含め完備しております。事務局長の専決により通知を報告させていただきますが、皆さんの方からお尋ねがございましたら、どうぞこの機会に。はい長委員どうぞ。</p> <p>報告事項の第 1 号ですけども、水田の畑地変換届という事で中興寺の土地なんですけども、これは町道の拡張か何か？</p> <p>新設ですね。</p> <p>新設に伴う水利が来ないから、畑地にするという説明があったんですけども、じゃあこの周辺の土地というのはそう云う風な状況に追い込まれるわけですか？</p> <p>事務局説明を。</p> <p>はい。図面で赤く塗っている所がこの度の畑地変換届が出ている分で、そこが田んぼだった自体は、そこに真ん中に細い線がずっとあると思いますが、そっちの方が取水の方の用水ですね。水路で、赤い色の左側の方が排水路という事で。要は道ができた関係で水路が止まってしまったと、止まったと云うか水が取れなくなったと。言ってみれば田んぼの半分が道に取られてしまっておりますし。現実的には、水も来ないし田んぼとして作るには狭いしと云う、両方の意味合いではと思われます。近傍は田んぼを継続して耕作しておられます。</p>
---	---	--

5 その他	長委員	要するに、どうしても田んぼを作りたいというなら水利を設置するんでしょうけども、そこまでのあれは無かったという事ですね。
	事務局	恐らくこれだけの面積で、田んぼで維持する方が適わないので、そういう意味合いだと思いますけども。実質は。
	議長	ここはずっと私も現場を知っていますが、水はなかなか思うように来ないし、かと言って作物も作り難いしという事で。基盤整備の地域外なんですよ、ここは。
	長委員	元々水が少ない所と聞いたことはあるんですよ。
	議長	少ないし排水は悪いし。山本正義委員ご存知、じゃあ補足説明を。
	山本正義委員	ここは昔からひどい湿田で、排水が悪い。トラクターでも嵌って、どうしようもない様な場所です。この度大きな道がついたもので、多分土を持ってきてしておられるのではないかと思います。今長委員さんが言われる様に、裏の排水が十分にしているのかと思ひまして、この排水路が。
	議長	これは隣地の方は、もちろん了解を取ってあるかな？そのあたりをちょっと。
	事務局	関係者の同意は無いです。隣接は畑です。だもので地上げをするのに支障には。
	議長	長委員、こういった様な状況で、この現場がかなり耕作するのにつらい場所だという実態でございます。できるだけ畑地として利用していただくためには、転換畑にするのも止むを得んかなという事です。その他にご質問、ございませんか。それでは質問を打ち切ります。
	事務局	<p>以上で報告事項を終わります。続きまして、その他に入りますが、平成 29 年初総会の予定についての日程をお願いします。</p> <p>○平成 29 年初総会の予定について</p> <p>7 月 20 日(木) 午後 1 時 30 分より 任命書交付、初総会</p> <p>○農地利用最適化推進委員委嘱状交付式、合同研修会</p> <p>7 月 26 日(水) 午後 1 時 30 分より 委嘱状交付、委員・推進委員合同研修会</p> <p>○農地パトロール</p> <p>7 月 28 日(金)</p> <p>○8 月定例総会</p> <p>8 月 10 日(木) 午後 3 時 00 分より</p>

6 閉会

議長

以上もちまして総会を終了します。

(閉会 午後4時15分)